

## 令和元年第5回にかほ市議会定例会会議録（第4号）

### 1、本日の出席議員（18名）

1番	齋藤光春	2番	佐々木孝二
3番	小川正文	4番	伊東温子
5番	齋藤聡	6番	齋藤進
7番	森鉄也	8番	渋谷正敏
9番	佐藤直哉	10番	宮崎信一
11番	佐藤治一	12番	佐々木正勝
13番	佐々木春男	14番	佐々木敏春
15番	伊藤竹文	16番	佐藤文昭
17番	菊地衛	18番	佐藤元

### 1、本日の欠席議員（なし）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	藤谷博之	次長	加藤淳子
班長兼副主幹	須田益巳	主査	阿部郁美

#### 1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正春
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐々木俊哉	市民福祉部長	阿部聖子
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤一樹	ガス水道局長	佐々木善博
消防長・消防署長	本間徳之	会計管理者	渋谷憲夫
総務課長	佐々木俊孝	総合政策課長	齋藤稔
まちづくり推進課長	佐藤喜仁	観光課長	佐々木修
生活環境課長	佐藤正穂	教育総務課長	池田智成
生涯学習課長	竹内健	総務課長・通信指令課長	早水和田洋
予防課長・警防課長	須田勇喜		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第4号

令和元年12月9日（月曜日）午前10時開議

- 第1 議案の訂正の件
- 第2 議案第118号 にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第119号 令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）について
- 第4 報告第6号 にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について
- 第5 議案第93号 令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第11号）
- 第6 議案第97号 にかほ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
- 第7 議案第98号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第8 議案第99号 にかほ市ガス事業清算特別会計条例制定について
- 第9 議案第100号 にかほ市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例制定について
- 第10 議案第101号 にかほ市工業振興条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第102号 損害賠償の額を定めることについて
- 第12 議案第103号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 第13 議案第110号 令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について
- 第14 議案第111号 令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について
- 第15 議案第112号 令和元年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第16 議案第113号 令和元年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第17 議案第114号 令和元年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第18 議案第115号 令和元年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第4号）について
- 第19 議案第116号 令和元年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第20 議案第117号 にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 第21 一般会計予算特別委員会の設置
- 第22 議案及び陳情の付託

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

なお、本日追加提案されております議案第118号、議案第119号及び議案の訂正の件を、本日の日程事項に追加しております。また、このことについて、本日9時半から議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。10番宮崎信一議会運営委員長。

【議会運営委員長（10番宮崎信一君）登壇】

●議会運営委員長（宮崎信一元君） おはようございます。

本日9時30分から議会運営委員会を開催し、本日提出されました追加議案についての協議をしておりますので、報告を申し上げます。

お手元に配付の追加議案綴りをご覧ください。

追加議案は2件です。

議案第118号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本日、ほかの議案等の議案質疑の前に議案第118号及び119号の議案の説明がありまして、説明後、議案第118号、議案第119号の議案質疑を行います。両議案に質疑については、通告がなくても受け付けることとなります。

なお、本日配付の議案付託表案にありますように、議案第118号は総務常任委員会に、議案第119号は予算特別委員会に付託を予定しております。

慎重審査のほどをよろしくお願いをいたします。

また、議案第102号に訂正箇所がありまして、会議規則第19条第1項の規定により議会の承認が必要なことから、議案の訂正の件が本日の日程に入れられております。以上です。

失礼いたしました。

議案第119号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についてということでございます。以上です。

●議長（佐藤元君） 報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

日程第1、議案の訂正の件を議題とします。

議案の訂正の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） おはようございます。

それでは、令和元年度第5回にかほ市議会定例会に提案させていただいております議案について訂正がございますので、御説明をさせていただきたいと思っております。

本日お手元に配付させていただいております、議案の訂正についてであります。

訂正内容等の資料なんですが、議案綴りの40ページ、議案第102号損害賠償の額を定めることについての中の3の損害賠償額の金額についてです。「96万2,297円」と提出になっておりましたが、正しくは「96万7,297円」の誤りでした。

以上につきまして訂正をさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思っております。

●議長（佐藤元君） お諮りします。ただいま議題となっております議案の訂正の件は、承認することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。よって、議案の訂正の件は承認することに決定しました。

日程第2、議案第118号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について及び日程第3、議案第119号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についての議案2件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、追加させていただく議案の要旨について申し上げたいと思っております。

議案第118号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

このことにつきましては、かねてより皆様に申し上げさせていただいております、職員によるたび重なる事故や不適正な事務処理等により市民の信頼を著しく損ねた責任を重く受けとめ、私自身の給料の減額について提案するものであります。条例の一部を改正しながら、令和2年1月から3月までの給料月額を10分の1相当額、10分の1相当分減額するものであります。

このたびの事故や事務処理等により市民の皆様にご迷惑と御心配をおかけしましたことに対し、改めてお詫びを申し上げますとともに、今後このようなことがないように再度職員の指導徹底を図ってまいりたいと思っております。以上であります。

すいません。申し訳ございません。

議案第119号についてです。令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についてであります。

このことについては、先ほどの議案第118号に関連するものであります。既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ25万円を減額し、総額を139億2,500万5,000円とするものであります。

補足説明については担当の部課長が行いますので、よろしく御審議をいただきたいと思っておりますが、重ね重ね大変いろいろな方々に御心配をおかけしたことに対し改めてお詫びを申し上げたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 次に、補足説明を行います。

議案第118号及び議案第119号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） それでは私の方から、議案第118号及び第119号につきまして補足説明を申し上げます。

初めに、議案第118号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

ただいま市長の提案説明にもありましたように、職員によるたび重なる事故や不適正事務等の事案の責任を重く受けとめまして、市長みずから自身の給料を3ヵ月分、10分の1減額するもので、これに伴う条例改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、追加議案綴りの2ページをご覧ください。

附則に市長の給料月額の特例を加えるものでございまして、附則第14項としまして、市長の給料月額を、令和2年1月1日から当年3月31日までの3ヵ月間、本則に規定する給料月額83万6,000円から10分の1に相当する額を減じた額にするものでございます。

なお、この条例は、令和2年1月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案第119号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についてでございます。補正予算書の1ページをご覧ください。

これも先ほど市長が申し上げましたとおり、既定の予算総額から25万円を減額いたしまして、予算総額を139億2,500万5,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、議案第118号で申し上げました市長の給料の減額分を計上するものでございます。

7ページをご覧ください。

歳出の2款1項1目総務管理費2節の特別職給25万円を減額するもので、歳入歳出予算の調整については、6ページの18款2項1目1節の財産調整基金繰入金を同じく25万円減額するものでございます。

なお、このたびの職員による一連の事故や事件並びに不適正な事務処理について、改めて事務方の責任者として深くお詫びを申し上げます。今後、再発防止に向け、職員に対しては公務員としての高い倫理をもって行動する意識づけと、さらなるチェック体制の整備・強化を図ることにより、市民の皆様への失った信頼の回復に鋭意努めてまいります。以上でございます。

●議長（佐藤元君） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第118号及び議案第119号の質疑を行います。

質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は自席で行ってください。

初めに、議案第118号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

●3番（小川正文君） この件について質問いたします。

先ほど市長の報酬の減額というのが議案で提出されております。このような不祥事続いておりますけれども、要因といたしますか、原因といたしますか、このことについて市長はどう考えているのか

と、これが一つ目であります。

それから、再発防止について先ほど市長も総務部長も申されましたけれども、改めて具体的にどのようなことを考えているのか、ありましたら伺いをいたします。

三つ目は、職員に対しての周知、今後の再発防止を含めてどのように考えているのか。

三つの点について伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 今の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

要因については多々考えられます。一つのことが全ての要因であるというふうには思っておりません。要因の調査及び検討については、これは行っていかなければならないと思っておりますが、現時点における、例えば事務方、教育委員会部局における今回の事務処理の不適正についてと、消防署におけるものについては、これちょっと質が違うというふうに思っております。

特に消防署については、後ほど議員から議案質疑が出ておりますが、前もって私の方からお答えさせていただきますと、一つには、やはりいろいろなものに対する気づきが足りなかったというふうに私は思っています。ですので、消防職員に対しては、先般、朝礼一回全員に集まっていたいで、私の方からも朝礼並びに訓示を行わせていただきました。その結果に基づいての今、気づきに対する訓練を行うように指示はさせていただいております。気づきというものは、言葉で言うと非常に簡単なんですけど、この作業については非常に難しいというのを私も実体験としてあります。訓練によって賄うものであるということも理解しておりますので、そのことについて今、消防署の方については私の方から指示をして、後ほどその改善案について、どのようにその訓練を行うかについても提出をしてもらうことになっております。ですし、私の方からも再度消防署を訪れながら、その進みぐあい、あるいは私の言ってることを理解していただいているかどうかを確認しに行きますというふうには伝えてありますので、そのような取り組みをまずしていこうというふうに思っております。

3番目の話になるんですが、やはり幾ら口を酸っぱくして言っても、理解、本人たち、要するに一人一人がそのことについて理解をしないとなかなか難しいというのはあります。しかしながら、やはりこの組織の中で誰がそのことについてやっていくべきなのかということについて、私が考えると、やはり市長であり、当然のことながら特別職の人間でありますけど、特に職員、若い職員に対しては、管理職の人間がしっかりと職員指導する、あるいはそのための教育を受けておくということが必要だと私は今理解しております。ですので、管理職に対する研修がこれが必要であるということについて、私も認識し、そのことについて、管理職に対するセミナーではないですが——自己啓発セミナーではないんですが、職員に対する組織内の本来のあり方というものについて、管理職が十分に理解をするということからまずやらなければならないと思って、それを実施するように段取りをとるよう指示はしているところであります。

いずれにしろ、個々の自己啓発も含めてですが、本来職員が市役所に、公務員となろうとしたときの初心を多少忘れてしまっているところがあるのではないかというふうに、私は今、しつこく言っています。ですので、そのことについては、それは年齢を問わずです。若い、あるいはベテラン、

そんなの関係なくですね。そのことについて、私はしつこく朝礼並びに緊急に集まっていたいた中에서도言っているところでもあります。しかしながら、私のこと言ってることをどこまで酌み取ってもらってるかっていうことについては、まだ私も確認はとれていませんので、そういう確認をとる作業も含めて、先ほど言った消防署のような取り組みについても含めてやっていかなければならないと私は思っていますので、そのことについて御理解をいただきたいと思います。

以上、3点まとめてしゃべりました。

●議長（佐藤元君） ほかにありませんか。1番。

●1番（齋藤光春君） 昨年度から、市長就任以来、いろいろな問題が起きて非常に大変だと思えますけれども、いずれ急にこういうような問題が昨年度から出てきたのか、それとも以前からあったものなのかっていうのは我々ちょっと分かりませんのでね、対応としては当然市長が就任以来、職員の意識改革をするということをおっしゃってます。ぜひそれは公務員として当たり前のことありますし、業務する以上、当然のことでもありますので、ぜひ改革していただきたいのですが、そこら辺のところ、市長どう捉えているんですか。就任以来これが出てきて、こういうようなことが出てきたものなのか、以前からあったものなのか、いかがでしょうか。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） そのことについては、非常に物の見方によって変わってくると思います。私としては、いつそのことが——その土壌があったのか、なかったのかということについては、それは組織論の問題でもありますので、非常に、答えることとしては非常に難しい、今の御質問だと思います。しかしながら、私が市長に就任してからその数が多く発生しているということは事実であります。そうすると、私としてもそれについて看過できない。当然看過するわけにはいきませんし、そのことについて十分に私自身反省しなければならないというふうに固く思っております。しかしながら、他方で非常に——まあこれを言うと大変誤解を招くんですが、ありがたいなと思っているのは、隠さなかったということです。消防職員も特に含めてですが、隠そうと思えば隠せるような内容にも思えるところがあったんですが、そのことについてはみずからきちんと報告をしているということについては、私は非常に大変感謝という言い方は大変ちょっと合わないかもしれませんが、ありがたいと思っております。逆にそういう意識があるからこそ、私は改善できるというふうに信じているところでもあります。

●議長（佐藤元君） ほかにありませんか。1番。

●1番（齋藤光春君） 今市長が答弁にあつたとおり、本当に、出てきたということに関しては非常にこれはオープンになってきたということだと思います。ただ、それがこういうような昨年度から出てきてる事案ですけれども、以前から継続されていたことが今出てきたような感じに受け取られますので、もしこれを改革するのであれば、もう一回掘り下げてですね、以前の方もずっとどういことがあったのか、よくチェックしてですね、それから対策をしっかりと立てていく方がよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 今の議員の質問、まあ御意見等についてはそのとおりだと思いますので、

当然のことながらそのような対応をさせていただくつもりでございます。

●議長（佐藤元君） ほかに。4番。

●4番（伊東温子君） 市長の減額ということで終わってるようなんですけれども、あと職員については前も伺いました。このことについてなんですけれども、ほかの管理職の方々はどのように受けとめていらっしゃるのか。そのことについて内部での話し合いがあったのか。その上での市長の減額ということになったのかどうか。その辺のところをお願いします。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 先ほど総務部長がお答えしたように、当然のことながら事務方の管理職の方々も、当然のことながらこのことについては深刻に受けとめているというのは確かでございます。当然のことながら、ですから今回のことについても軽々に処分、私の処分までいくのではなく、内部検討を行って、で、私の処分まで持ってきてます。ですので、事故が起きたからじゃあ処分だというんじゃないくて、何が原因だったのか、どうすればいいのかというところも十分に話し合いを行った上で今ここまで来ているということは御理解いただきたい。ただ、それはまだまだ進むところ、まず前の段階であることも御理解いただきたいと思ひますし、十分に皆さんが理解した上でここまで来てるということも御理解をいただきたいと思ひます。

●議長（佐藤元君） ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） これで議案第118号の質疑を終わります。

次に、議案第119号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第119号の質疑を終わります。

日程第4、報告第6号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についての報告1件、日程第5、議案第93号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第11号）及び日程第6、議案第97号にかほ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてから日程第20、議案第117号にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定についての議案16件、計17件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は自席で行ってください。

初めに、報告第6号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで報告第6号の質疑を終わります。

次に、議案第93号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第11号）及び議案第97号にかほ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条



例制定についてから議案第101号にかほ市工業振興条例の一部を改正する条例制定についてまで6件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第93号及び議案第97号から議案第101号まで6件の質疑を終わります。

次に、議案第102号損害賠償の額を定めることについての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。3番小川正文議員。

●3番（小川正文君） それでは、通告書に従いまして質問してまいります。

消防署内において消防設備等の点検、管理、今回このような草木等の除去をする場合、署内のマニュアル等はなかったのかについて。

二つ目は、署内で管理しなければならない消防施設の管理場所ですね、何ヵ所ぐらいあるのかどうか。

三つ目、先ほど市長にも質問しましたがけれども、今回このようなことが発生した要因はどのように考えているのか。

四つ目、今回このような件で消防署員が処分されているようでありますけれども、根本にある再発防止について、今までどのような対策をとってきたのか。それからまた、今後どのような対策をとっていくつもりなのか伺います。

●議長（佐藤元君） 消防長。

●消防長・消防署長（本間徳之君） それでは、小川正文議員の議案第102号損害賠償の額を定めることについての1、消防署内において消防設備等の点検、管理、今回のように草木等の除去をする場合、署内のマニュアル等はないかの御質問にお答えします。

草刈り機を使い、庁舎内の雑草等を除草しております。その際、危険と思われる場面では、取り扱い、除草方法等、注意・指導しております。

なお、警防活動時における安全管理マニュアルはありますが、通常、署内の安全管理マニュアルはありませんので、御指摘のとおり通常、安全管理マニュアルを作成していきたいと思っております。

次に、2、署内で管理しなければならない場所は何ヵ所かの御質問にお答えします。

消防水利の維持管理として、消火栓610ヵ所、防火水槽300ヵ所、7月から8月にかけての除草状態管理、11月から12月にかけての凍結防止機能点検などを行っております。そのほかにも、自然水利の状況・状態の確認等を行っております。

次に、3、今回このようなことが発生した要因は何かの御質問にお答えします。

1番の質問で御指摘あった通常、署内の安全管理マニュアルがなかったこと、また、安全管理に対しての注意・指導が足りなかったことが要因と考えられます。

次に、4、今回まで様々な件で消防署員の処分がされているが、根本にある再発防止について、どのような対策をとってきたのか。また、今後どのような対策をとるつもりなのかの御質問にお答えします。

これまでの事故・不祥事に、即時注意・指導、対策を講じてきました。例えば、マニュアル車の取扱操縦訓練、公務員・社会人としてのルールの伝達、機械器具を使用するに当たっての安全管理、特に刃物類を使用するに当たっては、自分、相手もしくは器物、工作物、建物などに損傷・損害を与えないための注意喚起、情報の共有などを徹底してきました。今後は、これまでの事案を踏まえ、反省対策をマニュアル化して書面に残し、業務の改善を図りたいと思っております。

なお、住民の安全・安心を守らなければならない立場の我々がこのような事故・不祥事を起こしてしまい、住民を不安がらせ、御迷惑をおかけ申し訳ありません。今後は規律・倫理をただし、精進してまいりたいと思っております。以上であります。

●議長（佐藤元君） ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） これで議案第102号の質疑を終わります。

次に、議案第103号秋田県市町村総合事務組合理約の一部変更についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第103号の質疑を終わります。

次に、議案第110号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので発言を許します。5番齋藤聡議員。

●5番（齋藤聡君） では、質疑通告書に従って質疑させていただきます。

議案第110号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について。補正予算の補正予算書9ページになります。

こちらの方で、歳入13款1項6目商工使用料1節観光施設使用料、道の駅中核施設使用料628万5,000円の減額について。

1、道の駅象潟ねむの丘の「浴場改修による集客減並びに売り上げの大幅な減少」との理由で、にかほ市と象潟ねむの丘との基本協定書第27条により628万5,000円使用料減額されていますが、2年連続の減免措置を行うことについての見解をお伺いします。また、それに伴い、令和2年度当初予算での計上見込みはどのようになっているのか、こちらの方をお伺いします。

二つ目、基本協定書第27条には、使用料の減額・免除について「社会情勢の変化等により」とありますが、令和元年度の改修工事における収益減はこれに当たらないと思われま。このことについて見解はどのようなのか、お伺いいたします。

三つ目、同じく第27条「収益が著しく悪化したとき」とありますが、今補正の減免額の根拠をお伺いいたします。

四つ目、道の駅象潟ねむの丘には普通預金7,804万238円がございますが、そこから施設使用料を支払うことはできないのでしょうか。

5番目、観光施設基金への積立金も減少しておりますが、今後も道の駅の大規模改修が想定されます。施設整備の財源をどのように考えておられるのか、こちらの方をお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） それでは、1番目の2年連続の減免措置を行うことについての見解についてお答えいたします。

象潟ねむの丘は、施設の管理運営に当たり、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで5年間の指定管理者基本協定を締結しております。象潟ねむの丘との基本協定に係る第27条使用料につきましては、その上位、もとなっており、にかほ市公の施設に係る指定管理の指定の手續等に関する条例がございまして、その第7条、協定の締結の第2項で、協定で定める事項というものを規定しておりますが、その中に使用料に関する事項というのはいりません。ただし、第8号で、その他市長等が必要と認める事項として、市長の専権事項として、遡りますと平成21年度より年度協定に盛り込んで使用料を納めてもらっているものでございまして、その背景には、当時、2,000万円近くの純利益があり、市とにかほ市観光開発株式会社との間で協議の上、指定管理料はゼロ円のままで、将来への施設老朽化も視野に入れて年度協定に利益の一部を使用料として盛り込むこととしたものでございまして、これは互いの任意の約束事であり、義務化されてるものではありません。そのことを踏まえた上で、2年連続の減免措置に関しましては、去年は天候不良によるもの、今年はお風呂の改修工事による休業によるものという理由で、年度協定書での約束事に沿った減額であるという見解でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、令和2年度当初予算での計上見込みについてですが、令和2年度9月までの28期分としてはゼロ円として、ただいま補正予算に減額計上してございまして、29期分に関しましては、現状では27期と同様628万5,000円を見込んでおりますが、にかほ市観光開発株式会社の10月から始まる決算期と市の4月から始まる年度との違いにより、支払い時期等が非常に分かりにくいということもございまして、今後は、年度をまたいで2回に分けて納める方法、あるいは、今年の使用料は幾ら、来年の使用料は幾らと都度協議するよりも、利益剰余金の中から年度ごとの利益金額と同額を配当準備金として積み立て計上し、一定額が積み立てられた段階で株主であるにかほ市に配当金として支払うというような形が現実的ではないかというような現在協議をしております、この方法であれば単年度の損益には影響せず、黒字を例えば確保したままで市にもお金が入る形となるため、目下検討しているところでございまして。

次に、二つ目の改修工事の収益減は「社会情勢の変化等により」に当たらないとのことについてお答えいたします。

基本協定書は、市とにかほ市観光開発株式会社が交わした、法的には両者間での契約に当たる約束事であり、その取り決め内容は、条例・施行規則等に沿った上で、両者間が納得すれば約束事を遂行できるものであり、極めて民事的なものでございまして、そのことを踏まえ、基本協定書第27条の「社会情勢の変化等により」の解釈に関しましては、「社会情勢の変化等により収益が著しく悪化したとき」という一文として見るものでございまして、社会情勢の変化だけに絞るものではなく、「収益が著しく悪化したとき」にかかる場合との解釈を、これお互いが協議してございまして、これは基本協定書の第47条、疑義についての協議の条文に、「本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定める」とあることを遂行しているものでございまして、最初からお互いが理解しているた

めに特に文書で定めていることはしておりません。

続きまして、三つ目の減免額の根拠についてお答えいたします。

お配りの資料をご覧ください。議案質疑説明No. 2「第28期工事に伴う売上と利益の見込」という資料でございます。

25期から27期までの同時期の売り上げ実績をもとに、売り上げ見込み、利益見込みを計算したのが、上の表にあります売り上げ・利益見込みの表でございます。改修対象の機械が2階の見晴の間の奥にあることから、浴室だけではなく、一番広い見晴の間自体が使用できないということで、宴会の減少による影響も加味した減少売上額が1,481万円となっております。その右、減少利益額が黒い太枠の874万1,040円ということでございます。ここから休業によって逆にかかなくなる経費、清掃代や燃料費などがございますが、経費削減額として計上したものが下の表になります。合計216万6,000円、これを差し引いた657万5,040円、右下の方に書いてありますが、この減少を見込んでおるといことが減額の根拠として説明を受けているものでございます。

続いて四つ目、普通預金から支払うことはできないかについてお答えいたします。

ねむの丘に確認したところでは、ねむの丘の会計方式は、現預金の差し引きを記録する単式簿記ではなく、損益や資産、負債状況等を集計した複式簿記を採用しているため、貸借対照表に利益剰余金として積み上げられていくこととなります。そのため、翌期に繰り越すことができず、前期の利益分としての相殺はできません。複式簿記における現預金残高は、あくまでも保有している流動資産の額であり、単式簿記のように収入とみなし差し引きすることはできませんとの回答でございました。また、仮に28期に施設使用料として市に支払うと、全額が建物賃借料として経費計上され、損益の上では単年度赤字となる可能性が高く、また運転資金によらず、例えば金融機関からの借入によって支払ったとしても、損益上では経費計上され、赤字となることとございました。

五つ目、今後の施設整備の財源をどう考えているかについてお答えいたします。

施設所有者である市としては、施設の適正な管理を行う上で修繕・改修は想定している中で、使用料を基金に積み上げているものでございます。老朽化による施設全体を規模とするような大規模改修の計画というのは、今のところございませんが、今後の改修次第では、先ほども申しました、にかほ市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例に沿って、指定管理料の支払いをすることも視野に入れていかなければならないと考えております。また、改修の規模次第では、先ほどの2番目でもお話しましたが、配当準備金による配当という形も今後やはり検討していかなければいけないのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 5番。

●5番（齋藤聡君） 詳しく御説明してくださり、ありがとうございます。この単年度での支払いの方、使用料の支払い方がちょっとなかなか難しいということで、配当金の支払いに関してはまだ協議の余地があるということで、またさらに指定管理料の支払いも検討しなければいけないのではないかと。こういった様々な検討課題があるわけですが、この道の駅、もしくは、はまなす等ですけれども、こういったものに関して、議会が経営上のことに関しては介入することはまずできないということでありまして、総務省の平成26年度ですね、こちらの方、第三セクター等のあり方に関す

る研究会報告書というのがございます。こちらの方に、議会への説明と住民への情報公開という部分で、将来負担比率の算定に当たっては、将来負担額に算入し、議会・住民に対して明らかにすることが定められている。また、地方公共団体は、第三セクター等の経営状況や将来の見通し、地方公共団体の財政的なリスク等は、一般的に議会・住民にとって分かりにくいものであることに留意することが必要であり、そのため、議会・住民の理解が得られる丁寧な説明を行うことに努めるだけでなく、一覧性のある総括表の作成と公平、地方公共団体のみならず第三セクター等がみずからによる積極的な情報公開等に取り組むことが望まれるという、こういった答申が出されております。我々は議会として、第三セクター、道の駅等ですけども、そういったもののこれからの管理運営に対して、業績が上がらないということであれば、これから市の財政に対してどれくらいの負担が出てくるのか、そういったものは非常に危惧するところでありますので、この点については、こういった答申も参考にいただき、我々議会もしくは住民の皆様、市民の皆様に正確な情報を分かりやすく公開していただくことを望むものであります。

それともう一つ、工事期についてお伺いしたいのですが、こちら今、利益減少額の方、差し引きの利益で657万5,040円と提示していただきましたが、工事の期間が令和元年10月21日から令和元年11月27日まで、この期間を設定した根拠ですね。当初の方から今年度の工事計画として入ったと思いますが、利益の減少を少なくするのであれば、もう少し閑散期、例えば観光客の方ないし利用者が少なくなるようなそういった閑散期を工事期間として選ぶ必要があったのではないかと思います。この点についてもお伺いします。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） 一つ目の先ほどの総務省の見解でございますが、そもそもこの総務省の見解というのは、第三セクターが非常に赤字が多いということで、これを是正するために一部のそういう対象の市町村に対して勧告がなされているというふうな理解でございました。御存じのとおり、いわゆるねむの丘を含めましたにかほ市観光開発株式会社の収益に関しましては、指定管理料がまず基本的にはゼロ円ということで、全国的にもほかの施設に関しては、指定管理料は払って、それでもって黒字を維持するところが多うございますけれども、にかほ市観光開発株式会社に関しましてはそうっていないということで、先ほど御指摘いただきましたような丁寧な説明が必要だと思っておりますし、そういうことに関しては今後も努力をしていきたいと思っておりますが、総務省の見解に関しましては、そういった経営難のところを非常に強く指導していくようにというところの通達がなされたと理解してございました。ですので、今回それをもとに、じゃあしてないかといいますと、私どもの方では協定の中にですね、管理協定の中に、ああごめんなさい、公の先ほどの施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例の中に、指定管理者に対して、その管理の業務または経理の状況に関して定期的に、あるいは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査して必要な指示をすることができるというありまして、今後我々の方としてもそこら辺を強化してまいりたいという考えでございます。

二つ目の件でございます。なぜその時期、10月から11月の工事でございますけれども、2月と10月が閑散期でございます、今回の工事には空調の冷温水機という工事も入ってございまして、空

調が全体的に止まるということで、全館のエアコンを止めても支障のない時期ということで10月、11月という方を選択したということでございます。以上です。

●議長（佐藤元君） 5番。

●5番（齋藤聡君） 今の地方公共団体における総務省の見解についてで、確かに、この中には赤字の第三セクターがかなり多いということで、それを是正するために地方公共団体がどのように対応していくかという内容での指針が確かに書かれております。ただ、それも込みで、その財政難、もしくは営業利益等が減少していく、そういった場合に対応する、事前に対応するというような内容での指針も書かれております。来年度、指定管理者の契約の更新も行われると思いますので、さらに、先ほどお願い申し上げましたが、議会に対しても市に対しても、長期的な展望ということで、いかにして、先ほどちょっと御説明の中で、もしこちらの使用料もしくは流動資産である普通預金を使うことによると、帳簿上、複式簿記上、赤字になってしまうというような御説明があったかと思いますが、施設使用料を支払って赤字になるということであれば、営業的にはなかなかちょっと厳しいのかなというふうにも受け取らざるを得ないと思いますので、そちらの方も来年度から検討と、指定管理者についても、十分協議していただいて検討していただきたいと思います。以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、15番伊藤竹文議員。

【「とりあえず関連して。」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 関連はできません。はい、15番。

●15番（伊藤竹文君） それでは私の方から、議案第110号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について、2点ほどお伺いいたします。

予算書14ページでございます。4款1項6目13節委託料、危険空き家建物調査委託料300万円について。

質問です。一つ目、9月補正で同項目に計上されました440万円との関連はどうなっているのか、お伺いいたします。

二つ目、今回の調査をもって、解体撤去、恐らく代執行ということになると思うんですが、その計画をお伺いいたします。

同じく15ページになります。4款2項2目15節工事請負費5,000万円（機械器具修繕工事）についてであります。

環境プラザの設備については、2年間の保証期間が終了したので、今回修繕工事を行うとの説明がございました。次について質問いたします。

一つ目、環境プラザは実質営業から3年ほど経過しておりますが、これまで保証期間内の不具合、要は有償の修繕、保証期間内の不具合等による修繕工事はあったのかどうか、お伺いいたします。

二つ目、今回の修繕箇所は炉本体なのか、あるいは炉に附帯する設備なのか、環境プラザ建物本体に係る修繕なのか、お伺いいたします。

三つ目です。運用経過から考察すると、今後2、3年周期に修繕費が生じてくると考えられるが、今後の見通し、見解を伺うものであります。以上です。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） それでは、伊藤竹文議員の御質問にお答えいたします。

予算書の14ページの4款1項6目13節の危険空き家建物調査委託料300万円についての①の御質問でございますが、9月補正で同項に計上いたしました440万円の危険空き家旧旅館施設2棟、そして普通住宅1棟の建物調査委託につきましては、解体に係る調査委託でございましたが、そのうち旧旅館施設2棟につきましては、建物内にアスベストが含まれていることが考えられることから、今回その建物内のアスベスト分析調査を実施するため補正するものでございます。

二つ目の御質問ですが、旧旅館施設につきましては、現在、所有者、相続者等、必要な措置を命ぜられるべき者を確知できない物件であるため、法に基づき行政処分、これは略式代執行でございますが、それを念頭に関係者、関係機関と協議を行っております。来年度以降、着手していきたいと考えております。

続きまして、4款2項2目15節工事請負費5,000万円につきましてお答えいたします。

初めに、①番の御質問でございますが、保証期間内に行った修繕につきましては、灰輸送コンベアの交換、ポンプのオーバーホール、油圧機器のパーツの交換などを行っております。

二つ目の御質問ですが、今回の修繕箇所につきましては炉本体及び附帯設備の修繕で、建物に係る修繕はございません。

③の御質問ですが、環境プラザの機器の耐用年数は2年から15年と多岐にわたり、点検、部品交換、整備を行いながら、機器の緊急停止などが起こらないよう予防保全を実施していく必要があるので、点検・整備につきましては、今後毎年実施してまいります。金額につきましては、点検結果や耐用年数により整備する機器が異なるため、現段階では毎年おおよそ4,000万円から7,000万円の工事費が必要になると見込んでおります。以上です。

●議長（佐藤元君） 15番いいですか。

●15番（伊藤竹文君） はい。

●議長（佐藤元君） 先ほど、110号について渋谷議員から、あ、いいですか。関連質疑であれば受けることができますけども、質問はできませんよ、質疑はオッケーです。やる。いいですか。はい、8番。

●8番（渋谷正敏君） 今、聡議員のですね質問について、4番で、道の駅でですね、ねむの丘に普通貯金が7,800万何がし、幾らあるわけですが、施設使用料を支払うことはできないのかということで、複式簿記の関係で赤字になるからできないというような回答があったかと思いますが、この7,804万というお金というのは、普通貯金というのは、例えば今回のこれをやるときの改修費だとか、もしくは、いろいろなものに使われると、私、使えるんじゃないかと、そういう貯金というのは、そういうものを使うために取っておいたんじゃないかと私は思うんですが、この普通貯金というのはどういうときに、7,800万の普通貯金を使えるのか、使うのかという、それをお聞きしたいなと思って質問したんですが、お答えできますか。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） 基本的にはねむの丘の経営のことでございますので、私の方で聞き取りした中での知識としましては、給与等、例えば何か天変地異があつて給与等の支払いが、あ

るいは収入がゼロになって、なおかつ従業員に支払いをしなければいけないときのためのものとしては必要だということは一度聞いたことがございます。ちょっと答えになってるかどうか分かりませんが、一応、私が見聞きした形で、そのことを質問したときにはそういうお答えをいただいたことがございます。よろしかったでしょうか。

●議長（佐藤元君） これで議案第110号の質疑を終わります。

次に、議案第111号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）についてから議案第117号にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてまでの7件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第111号から議案第117号まで7件の質疑を終わります。

日程第21、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第93号、議案第110号及び議案第119号の審査のため、議員全員18人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年長議員から司会をお願いします。8番渋谷正敏議員。

しばらく休憩します。

午前11時03分 休 憩

---



.....

## 一般会計予算特別委員会会議録

### 出席委員（18名）

1 番	齋藤光春	2 番	佐々木孝二
3 番	小川正文	4 番	伊東温子
5 番	齋藤聡	6 番	齋藤進
7 番	森鉄也	8 番	渋谷正敏
9 番	佐藤直哉	10 番	宮崎信一
11 番	佐藤治一	12 番	佐々木正勝
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	伊藤竹文	16 番	佐藤文昭
17 番	菊地衛	18 番	佐藤元

.....

### 欠席委員（なし）

.....

### 議会事務局職員

議会事務局長	藤谷博之	次長	長加藤淳子
班長兼副主幹	須田益巳	主査	阿部郁美

.....

### 説明員

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正春
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐々木俊哉	市民福祉部長	阿部聖子
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤一樹	ガス水道局長	佐々木善博
消防長・消防署長	本間徳之	会計管理者	渋谷憲夫

総務課長	佐々木 俊 孝	総合政策課長	齋藤 稔
まちづくり推進課長	佐藤 喜 仁	観光課長	佐々木 修
生活環境課長	佐藤 正 穂	教育総務課長	池田 智 成
生涯学習課長	竹内 健	総務課長・通信指令課長	早水 和 洋
予防課長・警防課長	須田 勇 喜		

.....

午前11時03分 開 会

●年長委員（渋谷正敏君） にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することにします。

ただいま出席している委員は18人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会します。

委員長及び副委員長の選任について議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に3番小川正文委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、7番森鉄也委員を推薦します。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員（渋谷正敏君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には3番小川正文委員、副委員長には7番森鉄也委員が決定しました。

3番小川正文委員、7番森鉄也委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

以上をもちまして私の職務を終了します。

暫時休憩します。

午前11時04分 休 憩

午前11時05分 再 開

【一般会計予算特別委員長（小川正文君）が議事をとる】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま委員長に指名されました小川です。

一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第93号、議案第110号及び議案第119号を、

それぞれ一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をいたしました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。

午前11時06分 散 会

.....

---

午前11時07分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22、議案及び陳情の付託を議題とします。

お諮りします。本日議題となった議案第93号及び議案第97号から議案第119号までの議案18件は、配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

次に、陳情第15号から陳情第21号については、お手元に配付した陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時08分 散 会

---